

被災された皆さまへ

長 南 町
令和5年9月15日

町税減免のお知らせ

令和5年台風第13号の接近に伴う大雨によって被害を受けられた方で、以下の事由に該当する場合は、町税について減免されることがあります。

なお、減免の対象となるのは、災害が発生した令和5年9月8日以降に納期限が到来する今年度（令和5年度）分の個人町民税、固定資産税及び国民健康保険税となります。

●個人町民税の減免

- 1 納税義務者が、死亡・生活保護になった場合：減免割合：100%
- 2 納税義務者が、障害者になった場合：減免割合：90%
- 3 納税義務者等の所有する住宅又は家財に被害を受け、損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額は除く）が、その住宅又は家財の価格の30%以上の場合は、次の区分により減免
 - (1) 前年中の合計所得金額：500万円以下の場合
 - ① 住宅等の価格の合計額に対する損害の金額の割合が
30%以上50%未満：減免割合：50%
 - ② 住宅等の価格の合計額に対する損害の金額の割合が
50%以上：減免割合：100%
 - (2) 前年中の合計所得金額：500万円超え、750万円以下の場合
 - ① 住宅等の価格の合計額に対する損害の金額の割合が
30%以上50%未満：減免割合：25%
 - ② 住宅等の価格の合計額に対する損害の金額の割合が
50%以上：減免割合：50%
 - (3) 前年中の合計所得金額：750万円超え、1,000万円以下の場合
 - ① 住宅等の価格の合計額に対する損害の金額の割合が
30%以上50%未満：減免割合：12.5%
 - ② 住宅等の価格の合計額に対する損害の金額の割合が
50%以上：減免割合：25%

4 納税義務者の農作物が被害を受け、農作物の収入金額が、平年の10分の3以上減収した場合は、所得割を次の区分により減免（農業以外の所得が400万円を超える者を除く）

- (1) 前年中の合計所得金額：300万円以下の場合：減免割合：100%
- (2) 前年中の合計所得金額：300万円超え、400万円以下の場合
：減免割合：80%
- (3) 前年中の合計所得金額：400万円超え、550万円以下の場合
：減免割合：60%
- (4) 前年中の合計所得金額：550万円超え、750万円以下の場合
：減免割合：40%
- (5) 前年中の合計所得金額：750万円超え、1,000万円以下の場合
：減免割合：20%

※地方税法第45条の規定により個人町民税が減免となった場合は、個人県民税も同じ割合によって減免されます。

●固定資産税の減免

1 農地又は宅地等が作付不能又は使用不能となった場合は、次の区分により減免

- (1) 被害面積が当該土地の面積の80%以上であるとき：減免割合：100%
- (2) 被害面積が当該土地の面積の60%以上80%未満であるとき
：減免割合：80%
- (3) 被害面積が当該土地の面積の40%以上60%未満であるとき
：減免割合：60%
- (4) 被害面積が当該土地の面積の20%以上40%未満であるとき
：減免割合：40%

2 家屋が被害を受けた場合は、次の区分により減免

- (1) 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき
：減免割合：100%
- (2) 山崩れ、土砂流入等により主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の60%以上で価値を減じたと認められるとき
：減免割合：80%
- (3) 屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の40%以上60%未満の価値を減じたと認められるとき
：減免割合：60%
- (4) 下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを要する場合で当該家屋の価格の20%以上40%未満の価値を減じたと認められるとき
：減免割合：40%

3 償却資産が被害を受けた場合は、次の区分により減免

- (1) 使用不能となり、かつ、修理不能のとき：減免割合：100%
- (2) 価格の60%以上の価値を減じたと認められるとき：減免割合：80%
- (3) 価格の40%以上60%未満の価値を減じたと認められるとき
：減免割合：60%
- (4) 価格の20%以上40%未満の価値を減じたと認められるとき
：減免割合：40%

※他の市町村の区域にわたり償却資産を所有する法人については、その所有する全償却資産に係る被害率等を勘案の上、必要と認められる限度において減免します。

●国民健康保険税の減免

1 納税義務者又はその世帯に属する国民健康保険被保険者の所有する住宅、家財又はその他の財産に被害を受け、損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされる金額は除く）が、その住宅、家財又はその他の財産の価格の30%以上の場合は、次の区分により減免

- (1) 前年中の総所得金額等：500万円以下の場合
 - ① 住宅等の価格の合計額に対する損害の金額の割合が
30%以上50%未満：減免割合：50%
 - ② 住宅等の価格の合計額に対する損害の金額の割合が
50%以上：減免割合：100%
- (2) 前年中の総所得金額等：500万円超え、750万円以下の場合
 - ① 住宅等の価格の合計額に対する損害の金額の割合が
30%以上50%未満：減免割合：25%
 - ② 住宅等の価格の合計額に対する損害の金額の割合が
50%以上：減免割合：50%
- (3) 前年中の総所得金額等：750万円超え、1,000万円以下の場合
 - ① 住宅等の価格の合計額に対する損害の金額の割合が
30%以上50%未満：減免割合：12.5%
 - ② 住宅等の価格の合計額に対する損害の金額の割合が
50%以上：減免割合：25%

●手続き

減免を受けようとする場合には、申請書を提出していただく必要があります。

必要書類、減免内容などの詳細は、税務住民課までお問合せください。

●お問合せ先

長南町役場 税務住民課 税務係

電話：0475-46-2118